

意見書（案）第9号

性的少数者への差別を解消するための法整備を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	野 村 羊 子
賛成者	〃	紫 野 あすか

## 性的少数者への差別を解消するための法整備を求める意見書

2023年2月、岸田文雄内閣総理大臣による、同性婚についての「極めて慎重に検討すべきだ」「家族観や価値観、社会が変わってしまう課題だ」という答弁、内閣総理大臣前秘書官による、同性婚制度の導入についての「社会が変わる。社会に与える影響が大きい」「秘書官室もみんな反対する」「隣に住んでいるのもちょっと嫌だ」「同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくる」などの発言が大きな問題となった。

前秘書官の当該発言は、多様な性的指向や性自認を認めず、性的少数者の尊厳を否定し、社会から排除するに等しい差別発言であり、憲法第13条及び第14条並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第2条1項、第17条及び第26条により保障される性的少数者の権利を侵害するものであり、断じて許されない。行政府の長である内閣総理大臣の秘書官という立場からこのような差別発言が出る日本の現状は、極めて深刻である。

また、そもそも内閣総理大臣による前述の答弁自体「性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、誰もが同じ機会を得て、差別や暴力から保護されることを確保することへの我々の完全なコミットメントを再確認する」とした2022年6月28日のG7エルマウ・サミット首脳コミュニケにも反し、性的少数者の権利についての政府の姿勢が厳しく問われていると言わざるを得ず、極めて遺憾である。

憲法第24条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」するとしているが、これは婚姻が当事者の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべきものを明らかにする趣旨であって、憲法制定時の想定や議論等に照らしても同性婚法制化を禁止するものではない。同性間の婚姻が認められていない現状は、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下での平等に違反するものであり、憲法第13条、第14条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。国は、当事者の性別に関わりなく同一の婚姻制度を利用し得るようにすべく速やかな同性婚の法制化を行うべきである。

2月17日に岸田首相と面会したLGBTQ関係団体の当事者の大学生は「私たちを否定してくるのは社会の「雰囲気」なのではなく、制度です。制度だけが私たちが否定しています」と伝えた。

岸田首相はLGBT理解増進法案の国会提出に向けた準備を指示したとの報道もあるが、大切なことは、たとえ理解は難しいとしても、自分と異なる他者を尊重することである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、前秘書官による性的少数者に対する差別発言に強く抗議するとともに、LGBTQ等の性的少数者に対する差別を撤廃するため、性的指向・性自認（SOGI）による差別禁止法を制定し、同性婚法制

化を速やかに実現することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち